

安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

安全はすべてに優先

今月の事故



令和6年度はじまりました。剪定作業では必ず保護帽(ヘルメット)を着けてくださいね。絶対だよ。ほんとうに

1. 事故の概要(就業中)(入院から重篤事故へ)

チェーンソーを使用した伐木作業にて、作業箇所高さ4.4m・足元高さ3m位(3.6mの三脚の天板から2段下と思われる)から墜落した。

墜落時の現認者は無し。他2名は近くにいたが、背を向けて別作業をしていた。

ヘルメットは着用していたが、安全帯未装着。

2. 事故の原因

作業始業時には熱中症対策のみで当該作業のKYKはされていなかった。三脚の設置場所が不適当であり、三脚と木との結束も無し。高所(2m以上)で作業床無しの状況でチェーンソーを使用。道路にかかる場所であったが監視担当を置かず。

直径15cm程度・長さ2m以上の太い枝であったが吊るし切りをせずに作業したため、切った枝が三脚に接触した際にバランスを崩し墜落したものと思われる。発注者から当日現場で追加注文をされた高所であった。(断るべき箇所であった)

3. 事故後のセンターの対応及び再発防止策

【センター】

【事故後の対応】

8/1 植木班臨時リーダー会議、8/2 植木班現場確認、8/2 市長・副市長・所管部長へ報告、8/4 植木班臨時リーダー会議、8/8 安全・適正就業委員会、8/22 理事会、8/31 臨時安全・適正就業委員会、9/1 植木班臨時リーダー会議、9/12・10/30・11/14・2/13・3/12 安全・適正就業委員会、12/20 三脚の使用実地研修、3/19 理事会、3/21 植木班四役会議、3/29 植木班全体会議

【再発防止策】

1. 高所作業基準の見直し

14段・13段の特大三脚は使用禁止(廃棄処分済)

作業高さ・足元高さの見直し

三脚の使用段数について再検証

使用最大は12段の三脚を適正に使用して届く高さまでとする(天板を含め4段目以下を使用上限)これ以上上ってはいけない視覚的目印として該当踏棧に赤色ノンスリップテープを貼り付け

作業別安全就業基準の改正

三脚の使用実地研修を実施

2. チェーンソーは地上での作業のみとする

3. 監視担当配置の基準

作業別安全就業基準に記載は有ったが、徹底する様に周知、説明。

4. 作業前の注意箇所の徹底

作業前に実施するKYK(危険予知活動)をより一層重視する様に周知、説明。

5. リーダーの育成、適正な配置

当該リーダーはリーダー職から離れ、当該グループは他グループへ再編

6. 作業別安全就業基準の見直し

作業高さの見直し、三脚の適正使用段数の見直し、チェンソーの作業は地上のみ、KYK（危険予知活動）の実施

7. 高所作業の受注辞退

令和6年度の重点検討項目として、

- ・高所作業に該当する受注は控えること
- ・ロープワークはやらないこと等の作業内容の見直しを検討開始。

【連合本部】

【再発防止策及びセンターへの指導】

- ・事故発生状況を全センターへ周知し注意喚起を行う。

4. 全シ協から 令和6年度に向けて

今月の事故は、令和5年10月号に1か月以上6か月未満の事故で一度取り上げましたが、残念ながらお亡くなりになりました。

今一度、この事故を全国の会員さん、役職員さん一人一人が重く受け止め、また、令和6年度の始まる安全就業ニュースということもあり、この事故を教訓に1件も事故を起こさないようにするため、基本を周知徹底いただきますようお願いいたします。

①保護帽（ヘルメット）あご紐はしっかりの装着、脚立・足場板を使用する場合は、安定した場所の確保、墜落制止用器具（安全帯）の装着は当たり前です。（装着しない場合は、就業させない対応を）②会員さんの高齢化が進んでいる中、剪定作業は、リスクが大きい就業になってきています。センターが今まで以上に仕事を精査、吟味し（できる限り地上作業、アスファルトの道路、コンクリート、大きい石などがある環境がある場合の対策、断るなど）、会員さんに提供することをお願いいたします。③シルバー人材センターは、危険又は有害な作業を内容とする仕事、例えばクレーン、フォークリフト、プレス機械等の重量機器の操作、高所作業、皮膚疾患等を伴う有害物質の取扱い作業など、高齢者にふさわしくないと判断される作業又は重大な災害に結びつくおそれのある作業は、高齢者の能力、体力に見合った仕事を提供するというシルバー事業の趣旨に反するものであるため、受注することのないように留意することとしています。（平成3年11月1日付高雇発第40号通達）。【シルバー人材センター安全就業の手引（第六改訂）P104～106】

④伐木作業での、チェンソーの使用は、大きな事故につながるおそれがある就業です。受注するのであれば以下の事項を遵守してください。

- ①現場を確認の上、樹高、樹太など周辺の環境等を確認して受注及び事務局による現場確認
- ②就業する会員全員が特別教育を受講
- ③契約書で作業内容を明確にし、契約以外の就業を禁止
- ④複数人での作業（事故の重大化を防ぐため）
- ⑤作業手順及び注意事項の作成
- ⑥保護帽・下肢の切創防止用保護衣、防振手袋の着用
- ⑦半径2m以内には、誰も入らない、また、何もないように整理・整頓
- ⑧脚立や足場板を使用しての樹上での作業禁止など

以上の安全が確保できない場合には、請け負うことはお控えください。

令和6年3月（令和5年度）事故速報

(1) 重篤事故

3月は、6件の重篤事故の報告がありました。

3月までの累計で比較してみると、令和4年度の29件と比して令和5年度は36件と7件の増加となっています。

また、就業者・就業途上別にみると、就業者では令和4年度の19件と比較して6件の増加となっており、就業途上については、令和4年度の10件と比較して1件の増加となっています。

3月報告分までの累計

令和5年度累計	就業中・就業途上	件数	内 訳				令和4年度同月累計					
			事故の程度		性別		計	事故の程度		性別		
			死亡	入院	男性	女性		死亡	入院	男性	女性	
就業中	25(5)	17(3)	8(2)	23(5)	1(0)	就業中	19	15	4	15	4	
就業途上	11(1)	6(0)	5(1)	6(1)	6(0)	就業途上	10	5	5	8	2	
計	36(6)	23(3)	13(3)	29(6)	7(0)	計	29	20	9	23	6	

()は、当月分報告分

3月報告分内容

No.	性別等	仕事内容等	事故の状況	安全帽	安全帯	交通手段
31	男 75歳	途上 (入院)	自転車で帰宅途中、後方から来たバイクに引っ掛けられ転倒。「当該会員がふらふらと道路の中央に寄ってきた。避けようと思ってハンドルを切ったが間に合わず転倒したとのこと。頭蓋骨骨折及び頭蓋内出血、又外傷性気胸（骨折した肋骨が肺に刺さる）となり入院、8か月半後死亡した。	—	—	自転車
32	男 68歳	就業者 (入院)	チェーンソーを使用した伐木作業にて、作業箇所高さ4.4m・足元高さ3m位(3.6mの三脚の天板から2段下と思われる)から墜落。大動脈破裂、肋骨鎖骨骨折など。	○	×	—
33	男 82歳	就業者 (死亡)	除草作業中に駐車場の車に水筒を取りに行ったときに何らかの理由で転倒し後頭部を打ち外傷性くも膜下出血、頭蓋骨骨折、174日入院後に死亡した。	—	—	—
34	男 78歳	就業者 (入院)	草刈り作業中、フェンスのない高所より転落、3mの高さから地面に落下し急性硬膜下血種、骨折した。	×	×	—
35	男 87歳	就業者 (死亡)	階段3段の一番上から足を踏み外しあおむけに倒れ死亡した。	—	—	—

No.	性別等	仕事内容等	事故の状況	安全帽	安全帯	交通手段
36	男 81歳	就業者 (死亡)	民家の庭(川沿い)で植木の剪定作業をしていたところ、足を滑らせて4~5m程下の川底に転落。顔が水に浸っていたため一緒に作業していた会員が仰向けにさせ呼びかけるが応答なし。病院へ搬送したが脳挫傷、頸椎粉碎骨折により死亡した。	×	×	—

(2) 1ヶ月~6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

3月は、就業中の事故21件、就業途上の事故9件と、合計30件であり、昨年度同月16件と比して2件の減少となっています。また、男女別では、男性は21件で2件の減少、女性は9件で同数となっています。

3月までの累計で比較してみると、昨年度の248件と比して、本年度は293件と45件の増加となっています。就業中・就業途上別にみると、就業中は221件で32件の増加となっており、就業途上は72件で13件の増加となっています。男女別では、男性は45件の増加となっており、女性は83件同数となっています。

令和5年度3月分

	仕事の内容	事故数(件)		男性(件)		女性(件)		平均年齢(歳)	
		3月	累計	3月	累計	3月	累計	3月	累計
就業中	植木・樹木の剪定等	8(13)	87(73)	7(13)	85(73)	1(0)	2(0)	75	75
	除草作業	3(1)	34(29)	3(1)	31(26)	0(0)	3(3)	79	77
	屋内・屋外清掃作業	6(5)	43(45)	2(2)	15(14)	4(3)	28(31)	79	77
	その他	4(5)	57(42)	3(3)	43(29)	1(2)	14(13)	79	76
	計	21(24)	221(189)	15(19)	174(142)	6(5)	47(47)	77	76
就業途上	徒歩	3(3)	22(20)	3(0)	12(2)	0(3)	10(18)	69	77
	自転車	5(2)	40(28)	3(2)	21(16)	2(0)	19(12)	77	78
	バイク	0(3)	6(8)	0(2)	1(4)	0(1)	5(4)	—	81
	自動車	1(0)	4(3)	0(0)	2(1)	1(0)	2(2)	84	82
	計	9(8)	72(59)	6(4)	36(23)	3(4)	36(36)	75	78
合計		30(32)	293(248)	21(23)	210(165)	9(9)	83(83)	77	76

()は令和4年度同月の発生件数 ※就業中の植木・樹木の剪定等と除草作業、就業途上の自転車の事故の累計件数についてそれぞれ男性死亡事故報告があったので重篤事故に計上し、その分を累計から差し引き(-3件)ました。

「シルバー人材センター団体傷害保険に係る事故件数等報告書」については、事故の有無にかかわらず毎月8日までに必ず提出願います(平成30年4月24日付 事務局長通達により通知済)。(※安全就業の手引(第六改訂)P109~P129掲載)

※ シルバー団体傷害保険の支払いが確定した事故については、速やかに「シルバー団体傷害保険に係る事故件数等報告書」により報告し、報告漏れがないようお願いします。

(3) シルバー派遣事業における労働災害報告の事故（休業1ヶ月以上）

1月は仕事の型別では、「その他の運搬・清掃・包装等の職業」5件、「商品販売の職業」3件、「社会福祉の専門的職業」「その他の専門的職業」「介護サービスの職業」「運搬の職業」「清掃の職業」1件で合計13件でした。前年同月の5件と比べ8件の増加となっています。

1月までの累計で比較してみると、昨年度の97件と比して、本年度は114件と17件の増加となっています。なお、1月に死亡事故はありませんでした。

令和5年度（1月分）

仕事の型（中分類）	中分類コード	事故数（件）		男性（件）		女性（件）		平均年齢（歳）	
		1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計
その他の技術者	11	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	73
その他の保険医療の職業	15	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
社会福祉の専門的職業	16	1 (0)	4 (3)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (3)	67	66
教育の職業	19	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	—	65
その他の専門的職業	24	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	71	71
一般事務の職業	25	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	—	—
出荷・受付係事務員	27	0 (0)	3 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	—	73
営業・販売関連事務の職業	28	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	67
商品販売の職業	32	3 (0)	8 (2)	1 (0)	1 (2)	2 (0)	7 (0)	77	76
販売類別の職業	33	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	—	79
営業の職業	34	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
家庭生活支援サービスの職業	35	0 (1)	5 (6)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	4 (5)	—	69
介護サービスの職業	36	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	70	70
飲食物調理の職業	39	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	—	75
施設・ビル等の管理の職業	41	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	—	71
その他のサービスの職業	42	0 (1)	4 (6)	0 (1)	2 (2)	0 (0)	2 (4)	—	75
農業の職業	46	0 (1)	4 (3)	0 (0)	4 (2)	0 (1)	0 (1)	—	75
林業の職業	47	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造)	49	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造を除く)	50	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
生産設備制御・監視の職業 (機械組立)	51	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
金属材料製造、金属加工、金属 溶接・溶断の職業	52	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	—	77
製品製造・加工処理の職業	54	0 (0)	4 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (2)	—	71
機械組立の職業	57	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	—	71
機械整備・修理の職業	60	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	75
生産関連・生産類似の職業	64	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
自動車運転の職業	66	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	—	70
採掘の職業	74	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	79
運搬の職業	75	1 (0)	4 (2)	0 (0)	3 (1)	1 (0)	1 (1)	66	71
清掃の業務	76	1 (0)	10 (15)	0 (0)	3 (9)	1 (0)	7 (6)	68	75
包装の職業	77	0 (0)	0 (4)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	—	—
その他の運搬・清掃・包装等の職 業	78	5 (2)	48 (40)	2 (2)	32 (27)	3 (0)	16 (13)	74	72
計	—	13 (5)	114 (97)	3 (4)	63 (51)	10 (1)	51 (46)	73	73

() は令和4年度同月の発生件数

令和2年4月以降に発生した「派遣労働会員の業務災害(休業日数4日以上又は死亡)」、「派遣労働会員の通勤災害(休業日数4日以上又は死亡)」については、「全シ協会員専用ページ」の「シルバー派遣事業における労働災害報告」により、各月翌月最終稼働日までにご入力ください。また、労働災害(業務・通勤ともに)が発生しなかった場合も「労働災害未発生報告」を選択のうえ、各項目をご入力ください。

(令和2年4月22日付 2全シ協発第12号により通知済)

三重県における安全就業の取り組み

1 公益社団法人三重県シルバー人材センター連合会の概要（令和4年度実績）

センター数 27 団体

会員数 10,272 人 （男性 6,790 人 女性 3,482 人）

受注件数 53,556 件 （請負・委任 52,648 件 派遣 908 件）

契約金額 5,865,624 千円（請負・委任 4,678,906 千円 派遣 1,186,718 千円）

就業実人員 8,904 人 （請負・委任 7,940 人 派遣 1,652 人）

就業率 86.7% （請負・委任 77.3% 派遣 78.3%）

就業延人員 1,078,974 人日 （請負・委任 879,812 人日 派遣 199,162 人日）

2 事故発生状況

1ヶ月以上入院、重篤事故件数の推移

年度 区分	就業中			就業途上			総件数		
	死亡	入院	小計	死亡	入院	小計	死亡	入院	総計
元年度	0	2	2	0	0	0	0	2	2
2年度	1	6	7	0	2	2	1	8	9
3年度	0	3	3	0	0	0	0	3	3
4年度	0	1	1	0	1	1	0	2	2
5年度	0	2	2	0	0	0	0	2	2

※重篤事故件数は近年減少傾向。

令和5年度は剪定作業中のはしごからの転落が1件、草刈作業中の草刈機での負傷が1件

年度別賠償責任保険件数・金額(千円)

年度	件数	金額
元年	88	10,083
2年	97	9,598
3年	111	17,997
4年	113	14,497

※近年草刈り作業における飛び石等による賠償事故件数が増加傾向にある。

3 安全就業への取り組み

(1) 安全・適正就業委員会の開催

県内各センターの会員の安全・適正就業に関する事項を協議、検討しその対策を推進するため、安全・適正就業委員会（委員7名）を6月、2月の年2回開催し安全・適正就業対策推進計画の策定、前年度及び当年度の事故発生状況、安全・適正就業パトロールの実施について取り組み状況及び意見交換等を行っている。

(2) 安全・適正就業パトロールの実施

県内各センターを毎年7～8センター訪問し、安全・適正就業について就業現場の安全確認や意見交換及び情報収集等を行う。また、安全・適正就業委員会委員で結果報告を行い安全・適正就業意識の向上に取り組んでいる。本年度においては9～10月に実施。

【パトロール風景】



(3) 安全就業推進大会の開催

毎年7月を「安全・適正就業推進月間」と定め、安全・適正就業について、事務局のみならず組織全体の問題として捉え、安全・適正就業に直接関与する役職員等を対象とした「三重県安全就業推進大会」を開催しています。令和5年度は外部講師に三重県産業保健総合支援センター・産業保健相談員の寶 幸夫(たから さちお)氏をお招きし「働く高齢者のための安全・健康管理」をテーマに講演していただいた。

(4) 会員向け刈払機取扱作業安全衛生教育講習会の開催

スキル向上・取得を通じた受注の継続、拡大ならびに安全・適正な就業の推進に寄与することをめざし、県内を6ブロックに分け、シルバー人材センター会員を対象に林業・木材製造業労働災害防止協会（林災防）三重県支部講師による「刈払機取扱作業安全衛生教育講習会」開催した。

【講習会の風景】



(5) 安全衛生委員会の開催

派遣実施センターより各1名委員を出していただき、月1回委員会を開催、事故事例報告、産業医による講話など行い、安全衛生向上に努めている。

(6) ツインブレード講習会の開催

近年飛び石による賠償事故件数が増加していることを重く受け止め、株式会社 SM サービスより講師を招き、各シルバー人材センター単位での講習会を実施、座学や実技を行うことにより安全意識の向上をはかるとともに飛び石事故撲滅をめざし、ツインブレードの普及促進を行った。

(7) 各センターが行う研修会への支援

希望があるセンターの安全・適正就業研修会に出席し、安全・適正就業の研修を行う。
本年度においては1センターで実施。

4 今後の課題

三重県では近年飛び石事故が増加しており、会員およびセンター職員の安全意識の向上が課題である。事故を防ぐための対策として作業計画の確認とメンバー間での共有、作業前点検による危険因子の発見・排除、防護ネットの確実な設置、飛散しにくい刃の使用などの取り組みを強化するとともに安全就業研修会やパトロールの実施など組織を挙げての安全就業対策の充実を目指す。

★三重県シルバー人材センター連合会からの報告でした。
詳細にわたるご報告、誠にありがとうございました。★

● 損害賠償事故 令和5年度の事件事例

- 除草作業中、飛び石により車2台と建物にキズをつけた。(約234万円)
- 剪定作業中に脚立を倒してしまい付近を通行中の自動車に接触して破損させた。(約200万円)
- 草刈り作業で灯油の配管を切り、工場敷地内に灯油が漏れた。(約215万円)



このまま賠償保険金の支払いが多額になると保険財政が破綻し、就業自体ができなくなる可能性があります。必ず、飛散防止ネット等の設置、低速回転刃の使用などの安全対策の徹底を図り、飛び石事故などゼロを目指してください。令和6年度からこのような事故が1件も起きないように安全、安心して就業できる環境を確立していただきますよう今一度、手順・ルール（基準）・法令を守ることで自分自身や周囲の人を守ることになります。



草刈り就業の会員の
皆さん動画絶対みてくだ
さいね👏

★「安全な草刈り作業のために」の動画が全国シルバー人材センター事業協会のホームページからご覧になれます★

損害賠償事故が、令和3年度において3,658件発生、令和4年度も3,753件発生し、支払保険金は、約4億6千5百万円です。令和5年度も同様の状況が予想され、保険財政が破綻寸前となっているところです。特に飛び石による草刈り作業時の飛散させたものでの損壊は、2,054件（支払保険金約3億）で、2年連続で約2,000件発生（過去最高）しています。安全・安心なシルバー事業の確立を図ることから、会員さんが就業前など、より身近に目にしていだけますよう（スマホからもご覧いただけます。）令和6年4月1日より全国シルバー人材センター事業協会ホームページからご覧いただけることといたしました。一人一人が気をつける意識を持つことにより、草刈り作業での飛び石事故は撲滅できます。より一層の安全就業に努めてください。

動画のプログラム

- 草刈り作業について
- 使用道具について
- 刈払機について
- 事故事例の紹介
- 安全対策の紹介
- 事故対策事例 約15分

- ① **安全ルール厳守** 「自分は大丈夫」は過信です。
- ② **現場の事前確認必須** 「危険箇所」を事前確認しましょう。
- ③ **大振り厳禁** 大振りは「事故発生率」が上がり危険です。
- ④ **飛び石は防止できる** 「安全対策ツール」（防護ネット・上下刃逆回転ハサミ草刈り刃）などを有効活用しましょう。
※ DVDの貸出も行ってあります。



ぼくも保護具、飛散防止ネットをちゃんと着けてるよ。みんなもしてね。約束だよ。
※会員さんにお渡しください。

★きちんと認識して守ろう職場の安全のための基本ルール★

ルールは業務を安全かつ効率的に進めるためや、製品の品質維持のために欠かせない約束事ですが、その目的や重要性を自分自身で理解し納得していないとおろそかにしてしまいがちです。ルールを守りつづけるためにも、そのルールは何のためにあるのか、なぜ定められたのかを認識することが大切です。安全・健康な職場づくりにための、いま一度自分の職場のルールを確認し、ルールを守ることを徹底しましょう。

ルールを守らないと事故や災害につながることも！

決められたルールを守ることが自分や仲間の身を守ることになります。

作業や仕事に慣れると油断や余裕が生まれる

「これくらい」「慣れているから」などとルールを守らない

事故
災害

ルールを守らないとどうなるのか？

たとえば……

4Sルール

○もので通路がふさがれていると

⇒火災時に避難が遅れる。

○工具が整頓されていないと

⇒必要なときにすぐに見つからず、別のもので代用してけがをする。

○床が水や油で濡れていると

⇒すべって転倒する。

通行ルール

○歩行者用通路を歩かないと

⇒走行中の運搬車、フォークリフトなどと接触する。

○構内を走ると

⇒つまずいて転倒する。

服装ルール

○作業服を腕まくりしたり、長い髪をそのままにしておくと

⇒機械に巻き込まれる。

○保護具を正しく着用しないと

⇒粉じんを吸い込んだり、皮膚や目を痛めたり、健康を損なう。

作業ルール

○作業手順を無視して一人ひとりが違うやり方で作業をすると

⇒効率が悪くなり、安全と品質が保てなくなる。

○報告・連絡・相談が遅れると

⇒業務が滞り大きな損害を招くおそれがある。

現実合わないルールは見直そう

実情に合わないルールなどがある場合は、見直すことも大切です。

出所:中央労働災害防止協会「安全衛生かべしんぶん」より抜粋)

働く喜び会員マナー



A5判 96 ページ

2005(平成 17)年 3 月 初版 1 刷発行

2023(令和 5)年 4 月 初版 11 刷発行

価格 550 円(税込)、送料実費



シルバー人材センターが地域社会に不可欠なインフラとして活動を推進していくには、会員一人ひとりが、適切快活なマナーの下に活動することが何より大切なことといえます。

本書は、シルバー人材センターで働く基本マナーから就業上におけるマナーまでを取りまとめたものです。

全国各地で活躍するシルバー人材センターの会員の参考書となれば幸いです。 まえがき (抜粋)

編集後記

今年は例年になく、桜の開花、満開が遅れ、久しぶりに入学式に桜を愛でることができました。今月は昨年度の事故状況を集計する月です。一昨年度の重篤事故の発生件数は 29 件と過去 2 番目に少ない件数まで減りましたが、昨年度は過去 20 年で 4 番目に少ないものの 36 件とまた増加に転じてしまいました。毎年のごとくですが、事故の多くは屋外作業で発生し、保護帽さえ被っていれば…というケースも散見されます。これも毎年申し上げていますが、シルバー事業において最も重要なことは、安全な就業環境の中で会員のみなさまが明るく楽しく、安心して働けることです。事故は一瞬の気の緩みから起こります。せつかくの楽しい就業の場を、最も大切な命を、事故により失うことがないよう会員のみなさま一人ひとりが日々気をつけて、長く生きがいをもって働き続けることができますよう、このニュースが一助になれば幸いです。今年度こそ重篤事故件数が過去最低を下回る 27 件以下を目標にしたいと思いますので、自分だけは大丈夫と思わず安全就業に努めていただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。(松山)

笑いのツボは人それぞれに異なると思います。私もたくさんの人から「笑い」を受け取っていますが、芸能人の中では高田純次さんがツボにはまる一人です。彼の独特なユーモアは、適当だけれど意外に常識的なところがあったりして人間としての深みを感じています。随分前になりますが、高田純次さんがテレビで発言されていた言葉の中に忘れられないものがあります。それは、歳をとってからやっではいけないことについてです。「説教」、「昔話」、「自慢話」の三つについて指摘されていて、私も中年となり、その傾向があるのではないかと心配になり思わず己を省みました。おそらく無意識に若い人達の前で「昔は～～だった。」などと話している気がしました。自分自身が若い頃、昔話だったとしても参考となるような良い話であれば喜んで聞いていましたが、愚痴や武勇伝は勘弁です。そういう話に限ってなぜか何度も繰り返され、「わっ、まただ。それはもう 5 回聞いたよ。」と心の中で思ったりしたものです。皆さんも周りに嫌われないように気を付けましょう。一方、若い人たちに対しての高田純次さんの考えは、「声を出して褒める」、「将来の目標や希望を聞く」、「謙虚な気持ちで相手(若者)から学ぶ」とのこと。若者から学ぶ気持ちはとても大切に思います。私もそのような柔軟さを理想としています。説教や昔話、自慢話には参考になることもあるかもしれません。それを聞いて自分の中に取りこんで考えてみることも時には楽しい作業ですよ。たまには世代差のある方とも話す機会を作って聞いてみてください。「たまに」でいいので、よろしく願いします。(高木)